

恵庭市告示第 160 号

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第158条第1項の規定により、
歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月11日

恵庭市長 原 田



1 委託した歳入の徴収又は収納事務

市民スキー場リフト使用料の徴収事務

2 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

恵庭市島松仲町1丁目2番24号

島松ハイヤー株式会社

代表取締役 小 原 琢 磨

3 委託する期間

令和7年12月11日から令和8年3月31日まで